

別表第 2 (平 8 規則 16・一部改正)

その 1 ばい煙に係る指定施設の排出基準

指 定 施 設	排 出 基 準
別表第 1 その 1 に掲げるばい煙に係る指定施設	大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省通商産業省令第 1 号)第 3 条第 1 項の規定により算出した硫黄酸化物の量とする。

その 2 騒音に係る指定施設等の排出基準

時間の区分 区域の区分	時 間		
	昼 間	朝・夕	夜 間
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- 1 昼間とは、午前 8 時から午後 6 時まで、朝夕とは、午前 6 時から午前 8 時まで、及び午後 6 時から午後 9 時まで、夜間とは、午後 9 時から翌日午前 6 時までをいう。
- 2 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - (1) 第 1 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
  - (2) 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
  - (3) 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画法による用途地域の指定のない地域
  - (4) 第 4 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域

- 4 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、当該欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定場所は、指定施設等の設置してある工場等の敷地境界線とする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

### その3 振動に係る指定施設の排出基準

人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度のものとする。

### その4 ばい煙に係る指定施設の管理基準

指定施設の種類	管 理 基 準
1 ボイラー 2 金属の精製又は 鋳造の用に供する熔解炉	1 燃料に使用する重油中のイオウ分は、2パーセント以下とすること。 2 重油バーナーは、その施設の規模、能力に応じたものとし定期的に点検整備を行い、常時完全燃焼の維持に努めること。
3 廃棄物焼却炉	1 焼却炉を設置するときは、周辺住宅等に影響のない場所及び構造とすること。 2 ばい煙を防止するため、炉廻り及び煙突等を定期的に清掃すること。

その5 粉じんに係る指定施設の管理基準

指 定 施 設	管 理 基 準
1 鉱物（コークスを含む。） 又は土石の堆積場	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 その他前各号と同等以上の効果を有する措置がとられていること。

その6 汚水に係る指定施設の管理基準

指 定 施 設	管 理 基 準
1 し尿処理施設	管理者は、施設の設計時に定められた機能を維持し施設を保全させるため、次の点について管理すること。 1 保守点検 槽の単位装置付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を定期的に調べ異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずること。 2 清掃の実施 市長が許可したし尿浄化槽清掃業者に依頼し、槽内の汚泥等の除去、調整及び単位装置の洗浄等正常な槽の機能維持に努めること。

その7 悪臭に係る指定作業の管理基準

指 定 作 業	管 理 基 準
1 吹付塗装作業	1 臭気が外部に拡散し、人に不快感を与えない場所において作業すること。 2 塗料が外部に飛散しないようにすること。

その8 騒音又は振動に係る指定施設の管理基準

指 定 施 設	管 理 基 準
別表第1 その5に掲げる騒音又は振動に係る指定施設	1 指定施設を設置するときは、周辺住宅等に影響のない場所を選定すること。 2 指定施設を設置するときは、施設の出力、重量等に応じた据付基礎コンクリートであること。